白井市副食費の実費徴収に係る補足給付事業実施要綱

令和元年１０月　１日
改正　令和３年　２月　１日
改正　令和６年　３月２７日
改正　令和７年　１月２７日
改正　令和７年　４月３０日

（目的）

第１条　この要綱は、低所得で生計が困難である世帯や多子世帯の子どもが幼稚園を利用した場合において、当該保護者が支払うべき副食費の一部を支給することにより、これらの者の円滑な幼稚園の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱で使用する用語は、次項に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号。以下「令」という。）及び子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号。以下「施行規則」という。）で使用する用語の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　補足給付　法第５９条第３号（ロに掲げるものに限る。）に規定する事業に基づく給付

二　認定保護者　法第３０条の５第３項に規定する施設等利用給付認定保護者をいう。（本市から認定を受けた者に限る。）

三　認定子ども　法第３０条の８第１項に規定する施設等利用給付認定子ども

四　幼稚園　法第３０条の１１第１項に規定する特定子ども・子育て支援施設等である法第７条第１０項第２号に規定する幼稚園

五　副食費　認定保護者が幼稚園に支払うべき食事の提供（預かり保育中に提供された食事を除く。)に係る食材料費のうち、主食（米、麺、パンをいう。）以外に係る食材料費

（対象者）

第３条　本事業の対象となる者は、白井市内に住所を有し、特定子ども・子育て支援の提供を受ける満３歳以上の認定子ども（以下「対象子ども」という。）に係る認定保護者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

一　認定保護者及び当該認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（令第４条第２項第２号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が７７，１０１円未満である者

二　令第１３条第２項に規定する負担額算定基準子ども又は小学校第３学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学級の小学部の第１学年から第３学年までに在籍する子どもをいう。）が、同一の世帯に三人以上いる場合の対象子ども（そのうち最年長者及び二番目の年長者である者を除く。）がいる者

三　令第１５条の３第２項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

２　前項に規定する対象者の判定に用いる市町村民税所得割合算額は、対象子どもが幼稚園から食事の提供を受けた月の属する年度分の市町村民税所得割合算額とする。

３　第１項に規定する対象者の判定は、各月初日に実施するものとする。

（支給額）

第４条　支給額は、対象者が利用施設に支払うべき副食費の額とし、支給限度額は、対象子ども１人当たり月額４，９００円とする。

（認定申請）

第５条　対象者が、本事業の利用を希望するときは、市長が指定する日までに、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付受給資格認定申請書（別記第１号様式）に必要書類を添付して市長に申請しなければならない。

２　市長は前項の申請があった場合は、審査の上、受給資格認定の可否を決定し、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付受給資格認定決定（却下）通知書（別記第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給申請）

第６条　前条第２項の認定を受けた保護者（以下「給付対象保護者」という。）が副食費の支払いに要した経費について、市から補足給付の支給を受けようとするときは、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付支給申請書（償還払い用）（別記第３号様式）に副食費の支払いを証明する書類を添付して、市長に申請を行わなければならない。

２　市長は、第１項の規定による支給申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、支給の可否を決定し、給付対象保護者に対し、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付額決定通知書（別記第４号様式）により、速やかにその内容を通知したうえで、対象経費を支給するものとする。

（支給申請の期限）

第７条　前条の支給申請の提出期限は、当該副食費の支払いが生じた年度の末日までとする。

（施設による代理受領）

第８条　前条の規定にかかわらず、市長は給付対象保護者の利便性を考慮し、当該給付対象保護者が支払うべき副食費について、保護者の同意を得たうえで、当該給付対象保護者に支給すべき額の限度において、給付対象保護者に代わり幼稚園に支払うことができる。

２　前項の規定による支払いを受けようとする幼稚園は、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付請求書（別記第５号様式）に免除実績報告書（別記第６号様式）を添付し市長に提出するものとする。

（認定の取下げ）

第９条　給付対象保護者は、第３条に規定する対象者に該当しなくなったときは、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付受給資格認定申請取下書（別記第７号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（認定の取り消し）

第１０条　市長は、次の各号に掲げる場合には、本事業に係る認定を取り消すことができる。

一　給付対象保護者が、第３条第１項に規定する対象者に該当しなくなったとき

二　給付対象保護者より、前条に規定する取下書の提出があったとき

２　市長は、前項の規定により本事業に係る認定を取り消したときは、白井市副食費の実費徴収に係る補足給付受給資格認定取消通知書（別記第８号様式）により、通知するものとする。

（補足給付費の返還）

第１１条　市長は、本事業に係る費用の支給を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、すでに支給した費用の全部又は一部を返還させるものとする。

一　第１０条第１項の規定により、本事業に係る認定を取り消されたとき

二　不正又は虚偽の申請により、費用の支給を受けたとき

三　その他、本事業の実施に当たり、不誠実な行為があったと市長が認めるとき

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、補足給付の支給に関し

必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行し、平成３１年度予算より執行する。

附　則

この要綱は、令和３年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年３月２７日から施行し、令和５年４月１日以後に提供を受けた食事に係る副食費について適用する。

附　則

この要綱は、令和７年１月２７日から施行し、令和６年４月１日以後に提供を受けた食事に係る副食費について適用する。

附　則

この要綱は、令和７年４月３０日から施行し、令和７年４月１日以後に提供を受けた食事に係る副食費について適用する。